

令和6年度 一般社団法人 宮城県薬剤師会事業計画

令和5年5月より新型コロナウイルスも感染法上の類型が5類相当に変更となり、様々な制限が解除され、日常の生活が戻りつつある。この3年間、薬局や薬剤師は経口治療薬の供給体制の整備、医療用抗原定性検査キットの販売、ワクチン接種への協力、感染拡大防止の情報啓発等に重要な役割を担ってきた。また、医薬品の供給不足が続く中、医薬品の確保・薬物療法の継続等、医薬品提供体制の維持にも取り組んできた。今後も薬剤師・薬局は、医療ならびに医薬品提供拠点機能も含めた社会インフラとして、保険調剤、セルフケア・セルフメディケーション支援を積極的に行い、地域住民からの社会的ニーズに的確に応えられるよう「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、期待される役割を果たしていくことが必要である。

令和6年度から施行される宮城県第8次医療計画には、5疾病と新たに加わった新興感染症を含む6事業並びに在宅医療に係る多くの項目に薬剤師・薬局の役割が明記され、地域への医薬品の供給はすべからく薬剤師が担うことが期待されている。また薬剤師確保に関する具体的記載も新たに追加され、県行政や病院薬剤師会と連携しながらこれまで以上の対応が必要となる。

急速に進む医療DXへの対応も重要な課題であり、薬剤師資格証、電子処方箋、電子お薬手帳など薬局や薬剤師の対応はもちろんのこと、オンライン資格確認（マイナ保険証）の使用促進に対する協力も必要となる。

これらの状況に鑑み、宮城県薬剤師会は、薬剤師・薬局が地域に欠くことのできない「かかりつけ薬剤師・薬局」として、県民より評価・信頼されるために、以下に掲げる事業を推進する。

1. 全ての薬局が健康サポート機能、かかりつけ機能、高度薬学管理機能を発揮できるよう薬局機能の充実強化を支援し、地区薬剤師会や行政と協力し、健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の育成を図る。
2. 薬剤師の日常業務に必要な情報提供の支援強化と、専門性・独自性を有する薬剤師の育成を目的とする各種研修を実施する。併せて日本薬剤師会研修プラットフォームを有効活用し、Webによる研修体制を整備し、会員サービスのさらなる向上を図る。日本薬剤師会学術大会・宮城薬剤師学術フォーラムなどへの会員参加を推進し、薬剤師の研究能力の向上をはかるとともに、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」の普及につとめ、学習達成度の標準化をはかる。
3. 地域住民への健康情報の提供、セルフメディケーションの支援、在宅患者への医薬品供給・管理指導業務等を担う“かかりつけ薬剤師・薬局”を地域住民に周知し、加えて啓発活動のイベントを企画・実行することにより薬剤師職能、かかりつけ薬剤師・薬局の周知を図る。

4. オンライン資格確認、電子処方箋、電子お薬手帳など医療分野の ICT・デジタル化の推進事業に各薬局・薬剤師が適切に取り組めるよう支援する。
5. 地区薬剤師会と連携し、薬剤師が国民の健康増進および医療経済の適正化に貢献していることを示す学術的知見の構築に必要とされる事業を実施する。また日本薬剤師会Drug Event Monitoring(DEM)事業への取り組みを強化する。
6. 生徒・児童および地域住民へ危険ドラッグやオーバードーズ等の薬物乱用防止啓発活動、及びアンチドーピング・スポーツファーマシストに関する普及啓発活動を推進する。
7. 会員の研究や発表の環境を支援する目的で、人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査委員会を運営する。
8. 地区・職域薬剤師会および病院薬剤師会、保健行政や関連企業の薬剤師と連携強化を図るとともに、非会員薬剤師・薬学生への本会活動を周知し、賛同者を募り組織活性化・会員増大に務める。
9. 地区薬剤師会および会務推進に必要な関係諸団体とさらなる連携強化を推進する。
10. 県内の薬剤師不足・偏在解消を目的として、宮城県との連携のもと薬剤師確保事業を展開する。特に未就業者、薬学生等への働きかけを強化する。
11. 改訂版薬学教育モデル・コア・カリキュラムの周知と、薬剤師育成のため薬学実務実習の充実を図ると共に必要な対応を行う。
12. 不測の災害発生に備え、会務継続の確保及び被災地支援の即応態勢・対応能力の維持向上を図る。
13. 会務運営の効率化と薬事情報センター、医薬品試験センターのさらなる活用をはかる。
14. 公益法人への移行について準備を進める。
15. その他本会の目的達成のために必要な事業。